

多摩市教育委員会の後援名義使用承認手続について

多摩市教育委員会

- 1 後援 団体等が主催する事業の趣旨に、多摩市教育委員会が賛同することを「後援」といいます。「後援」以外は、承認できません。
- 2 名義 使用を承認する名義は「多摩市教育委員会」だけです。その他の名義は、承認できません。
- 3 団体等の承認基準 名義を使用することができる団体等は、下記の団体です。
 - (1) 官公庁等の公共団体
 - (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
 - (3) 福祉団体、ボランティア団体又は民間非営利組織（NPO）
 - (4) 社会教育関係団体
 - (5) 学校、学校の連合体又は学術・文化研究団体
 - (6) コミュニティ団体、保健医療団体
 - (7) 防災組織、環境団体又はこれらに準ずる団体
 - (8) その他事業内容から特に教育委員会が認めた団体
- 4 事業の承認基準 承認基準は、次の(1)から(7)までのすべてに該当する場合です。
 - (1) 委員会の教育目標、教育方針及び施策に反しないものであること。
 - (2) 事業内容が、明らかに教育、学術、社会教育等の普及及び振興に寄与する又は教育委員会が奨励する必要があると認められるものであること。
 - (3) 団体等が参加者等から徴収する入場料、出品料、参加料等（以下「入場料等」という。）は、無料又は事業に要する必要経費の範囲内であり、社会通念上相当な額であること。（小・中学生を対象とした事業の入場料等の経費徴収額限度については、概ね2,000円程度とする。ただし、宿泊を伴う事業等は除く。）
 - (4) 公共性があると認められるものであること。
 - (5) 事業規模が、多摩市全体又は広い地域を対象するものであり、広く一般に開放されるものであること。
 - (6) 主催者の存在や基礎が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであり、かつ役員その他事業関係者が、信用し得るものであること。
 - (7) 開催・開設の場所が、公衆衛生・災害防止について、十分な設備及び措置が講ぜられていること。
- 5 申請の手続き 「多摩市教育委員会後援名義使用承認申請書（第1号様式）」を名義使用開始日の30日前までに、主管担当課に提出してください。

<添付書類>

 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業予算書
 - (3) 団体等の規約等主催者の存在又は基礎を明らかにするもの
 - (4) 役員その他事業関係者の住所等身分を明らかにするもの（役員名簿等）
 - (5) その他、教育委員会が必要と認めるもの

- 6 承認 審査の結果、承認の決定をした場合は、「後援名義使用承認通知書（第2号様式）」を交付します。
- 〈承認条件〉
- (1) 名義使用は、申請された事業につき使用するもので、印刷物に表示する場合には、事業に直接必要なものに限りします。
 - (2) 人的及び金銭的負担は一切行いません。
 - (3) 事業及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償責任は一切負いません。
 - (4) パンフレット、ポスターその他印刷物等に後援の旨を表示する場合は、事前にその内容を提出してください。
 - (5) 承認した事業計画に変更が生じた場合は、速やかにその内容を届け出てください。
 - (6) 名義使用に際し、取消事項に該当する行為がある時は、承認を取り消す場合があります。
 - (7) 事業終了後、速やかに事業実績報告書及び決算報告書（様式は任意）を提出してください。
- 7 承認期間 名義使用の承認期間は、承認した日から当該事業終了までです。長期にわたるものは3ヶ月を限度とします。ただし、作品の募集等に相当期間を必要とする等、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 8 不承認等 審査の結果、不承認の決定をした場合は、「後援名義使用不承認通知書（第3号様式）」を交付します。
- 9 承認取消事項 承認を受けた団体等が、次のいずれかに該当する時は、「後援名義使用承認取消通知書（第4号様式）」により、承認を取り消しますので、御了承願います。
- (1) 虚偽の内容により申請をしたとき。
 - (2) 承認した事業内容等が事実と相違するとき。
 - (3) 第4条若しくは第5条の規定に違反し又は第6条の規定に該当するに至ったとき。
 - (4) 当該承認名義を第三者に譲渡したとき。
 - (5) 市民に著しく迷惑を及ぼしたとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要があると認めたととき。
- 10 事業実績 事業終了後、速やかに、事業実績報告書及び決算報告書（様式は任意）を主管担当課に提出してください。
- 11 その他
- (1) 「多摩市教育委員会」の名義を無断で使用した団体等に対しては、警告（口頭又は書面による警告）を行う等、必要な措置を講ずるものとします。
 - (2) 承認の取消を受けた団体等が名義使用の承認申請をすることができない期間は、1ヶ月単位で、最短1ヶ月、最長24ヶ月とし、取消の根拠となった行為又は内容の程度、影響、被害等を総合的に勘案し、期間を決定することとします。
- 12 教育委員 教育振興課 学校支援課 教育指導課
会事務局 学校給食センター 永山公民館 関戸公民館 図書館

多摩市教育委員会 教育振興課

〒206-0025 東京都多摩市多摩市永山1-5（ベルブ永山4階）

☎042（338）6872